

青島リゾートクリニック

指定介護医療院 重要事項説明書

2024年8月作成版
※2024年介護報酬改定対応

青島リゾートクリニック 指定介護医療院 重要事項説明書

1. 介護医療院の目的

介護医療院とは、慢性期の医療と介護の必要性がある方や、介護度の高い方が、長期療養生活を送ることを目的とし、日常的な医学管理や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた長期療養・生活施設です。

2. 事業者の概要

事業者の名称	青島リゾートクリニック
事業所の所在地	宮崎市大字加江田5 6 4 6 番地 1
法人種別	医療法人 聖美会
代表者氏名	理事長 山本 智将
電話番号	0985-65-3567

3. ご利用施設の概要

事業所の種別	指定介護医療院
事業所の名称	医療法人聖美会 青島リゾートクリニック
事業所の所在地	宮崎市大字加江田5 6 4 6 番地 1
電話番号	0985-65-3567
ファックス番号	0985-65-2662
管理者氏名	青島リゾートクリニック 院長 竹元 慎吾
事業所番号	45B0100050

4. 事業所の運営方針

介護医療院のご利用者様が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画の下、医療、日常的に必要とされるリハビリテーション、看護、介護を行い、療養生活が出来る施設としてご利用者様に寄り添った、医療介護サービスに勤めます。

5. 同施設内関連サービス事業

◎：訪問看護、介護予防訪問看護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

6. 施設外関連サービス事業

◎：南宮崎ヤマモト腎泌尿器科、住宅型有料老人ホームクローバーーツ葉、看護小規模多機能型居宅介護サークルパワー

7. 施設の概要

敷地	2,778.90m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	2,597.64m ²
	利用者定員	総19床（2床一般病床）

8. 病室

病室	部屋数	各部屋面積	1人当たりの面積
介護保険個室	3	30.04m ²	10.01m ²
医療保険個室	2	20.02m ²	10.01m ²
2人部屋	3	46.79m ²	7.79m ²
4人部屋	2	54.39m ²	6.79m ²
計 19床	10	合計151.24m ²	平均7.96m ²

9. 主な設備

設備の種類	数	面積
機能訓練室	1	208.18m ²
談話室	1	28.75m ²
食堂 兼 レクリエーションルーム	1	42.08m ²
利用者様浴室	1	3.22m ²
CT・レントゲン室	各1	73.07m ²

10. 職員配置

職種	職員数	指定基準	保有資格
管理者	1	常勤換算法で1以上	医師
医師	1	常勤換算法で1以上	医師
正看護師	5	入院患者数が6又はその端数が増す毎に1以上	正看護師
准看護師	3		准看護師
介護福祉士	2	入院患者数が5又はその端数が増す毎に1以上	介護福祉士
介護士	3		
介護支援専門員	1	1名以上	介護支援専門員
作業療法士	1	実情に応じた適当数	作業療法士
理学療法士	1		理学療法士
管理栄養士	1		管理栄養士

※職員配置人数は2024年8月1日時点です。実際は通年を通じて、多少の多寡は発生します。

11. ご利用料金について

ご利用料金については、介護保険での公費負担分と、当クリニックでの基本料金の合算で計算します。当クリニックの基本料金とは、居住費、食費、理髪・美容費、文書発行費です。この、居住費、食費については、ご利用者様の所得や預貯金等で減免認定制度がございます。この制度により、段階に応じてご負担額が変わります。手続は市町村窓口で行うことになっています。

介護保険1割負担額（日額）の場合 基本料金		
部屋種類	従来型個室	多床室
要介護1	721円	833円
要介護2	832円	943円
要介護3	1,070円	1,182円
要介護4	1,172円	1,283円
要介護5	1,263円	1,375円

※令和6年4月版介護報酬の解釈(青本)のP1195

12. 施設サービスの概要と利用料金

(1) 介護保険給付でのサービス内容

*：ご本人様やご家族様の意向を尊重しながら、出来るだけ自立支援につながるサービスに努めて支援していきます。

サービスの種別	内容
医療・看護	入所者様の病状に合わせた医療と介護のサービスを致します。医師による回診・診察・処置は、入院時および医師の判断で必要に応じて行います。また、ご本人様・ご家族様が希望される場合は適宜診察等を行いますので、職員にご相談ください。但し、当クリニックで行えない手術等や急性期治療、精神科的治療等については、他の病院に転院して治療をお願いすることがございます。
機能訓練 (リハビリ)	医師の指示の下、作業療法士又は理学療法士が機能訓練を行います。その際、入所者様のご意向や身体状況に合わせて、柔軟に対応します。

排泄	【トイレ使用の方】 ご本人様の訴えおよびスタッフの状況判断で、必要に応じて残存機能を活かしながら、トイレ介助を行います。
	【オムツ使用の方】 おむつ確認は、ご本人様の訴えおよびスタッフの状況判断で必要に応じて柔軟に行います。汚染の場合は洗浄ふき取りを行い速やかに交換します。
	【バルーンカテーテルの方】 膀胱炎や尿路感染症に注意ながら、ウロバックの尿色・尿量等を確認していきます。2週間に1回のバルーン交換を行います。排泄をおむつ対応、トイレ介助につながるよう支援していきます。
入浴・清拭	毎朝蒸しタオルでお顔を拭かせていただきます。 入浴は毎週月曜日～金曜日（9：00～11：30）に行います。また、ご本人様のご意向や身体状況に応じて、蒸しタオルでお身体をお拭きすることがございます。
離床・更衣	離床は、寝たきりによる廃用症候群を予防するために行います。食事の際は毎回、寝たきりの方は週2回以上ベッドから車椅子への移乗を行います。 更衣は、週2回の入浴や清拭の際に行います。発汗や排泄物などで寝衣を汚染した場合はその都度更衣を行います。いずれも、入所者様のADL状況を尊重しながら介助に努めます。
栄養支援	栄養支援は、食事支援・経管栄養支援・点滴支援を行います。食事支援はご本人が出来ないことを介助します。その際、ご本人の栄養摂取量確認と嗜好を考慮します。 食事時間は以下の通りです。 ◇朝食＝7：15～8：00 ◇昼食＝11：00～12：00 ◇夕食＝16：30～17：30
(清潔支援) 清掃・シーツ交換	居室の空気の入替え、室温調整、寝具の調整、居室の清掃は随時行います。シーツ交換は基本週1回、汚染時はその都度行います。洗濯物は原則御家族様でのご対応をお願いします。 当クリニックでは有料の洗濯サービスもご利用いただけます。※後述
相談支援	当クリニックでは相談・苦情要望受付窓口を設置しております。 気になったことがございましたらスタッフにお伝えください。

(2) 介護保険給付以外のサービス

サービスの種別	サービス内容
理髪・美容	訪問散髪が来ますのでご希望されれば1,500円で承ります。
洗濯費	洗濯ご希望者については業者に委託します。料金は業者の定めによります。
文書発行費	診断書や各種証明書は実費負担になります。
食費	<p>：日額 1日の目安（減額認定のない場合）</p> <p>：普通食1,445円です。</p> <p>：看護師、介護士、リハビリ職員（食事訓練の際）が出来るだけご自分で食べられるよう、出来ないことを中心に支援していきます。</p> <p>：当クリニックでは低所得者様への補足的な給付制度の活用がございます。食費は段階に応じて設定されます。</p> <p>日額</p> <p>1段階 日額 300円</p> <p>2段階 日額 390円</p> <p>3段階① 日額 650円</p> <p>3段階② 日額 1,360円</p> <p>4段階 日額 1,445円（減額なし）</p> <p>：市町村民税世帯の非課税者等低所得者は、事前に市町村窓口へ行かれると、介護保険負担限度額認定の手続きがございます。</p>

居住費	<p>： 居住費とは介護保険でのお部屋代以外での当クリニックのお部屋使用の基本料金です。</p> <p>： 日額での基本料金はこのようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個室（1人部屋） 日額 1,668円 ・ 多床室（2人部屋、4人部屋） 日額 377円 <p>： 当クリニックでは低所得者様への補足的な給付制度の活用がございます。居住費は段階に応じて設定されます。</p> <p>： 居住費は以下の通りになります。</p> <p>①： 従来型個室</p> <ul style="list-style-type: none"> ： 1段階 日額 550円 ： 2段階 日額 550円 ： 3段階① 日額 1,370円 ： 3段階② 日額 1,370円 ： 4段階 日額 1,728円（減額なし） <p>②： 多床室</p> <ul style="list-style-type: none"> ： 1段階 日額 0円 ： 2段階 日額 430円 ： 3段階① 日額 430円 ： 3段階② 日額 430円 ： 4段階 日額 437円（減額なし） <p>： 市町村民税世帯の非課税者等低所得者は、事前に市町村へ行かれると、介護保険負担限度額認定の手續がございます。</p> <p>： ご利用者様の状態により、お部屋の移動がある場合がございます。</p>
-----	--

※当クリニックの医師・看護師で対応できる日常的な医療・看護の支援については、介護保険に含まれております。ただし、訪問歯科受診の際は別途治療費が必要になります。

※ここまでの料金については、別表を使ってご説明いたします。

13. 非常災害時等の対策について

災害時の対応	医療法人聖美会 青島リゾートクリニック消防計画（別途定める）に基づき対応致します。
平常時の訓練	消防計画に基づき、年2回夜間及び昼間を想定し、消防署の協力で避難訓練・初期消火活動訓練をご利用者様も参加して実施しています。
防災設備	消火器・自動火災報知設備・非常放送設備・誘導灯・屋内消火栓設備・消火通報設備
防火管理者	防火管理者：外山 公司 （甲種・令第3条 第1項得イ号 9984）
業務継続計画（BCP）	消防計画、風水害、地震等の災害対応と業務継続のための計画を作成します。

14. 身体拘束等について

身体拘束の禁止	事業所は身体拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内のみ身体拘束を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

身体拘束等を行った場合の記録	人権擁護、虐待防止に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 成年後見制度の利用支援をします。 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
----------------	---

16. 衛生管理及び感染症対策

衛生管理	施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。
感染症対策	感染症に対応するための委員会の開催、指針の整備、従業者への研修と訓練を実施します。 業務継続に向けた計画を策定します。

17. 当クリニックご利用の際の留意事項について

来訪・面会	面会時間は、14:00～17:00になります。 ※面会における注意事項 面会については、必ず電話にてスタッフにお伝えください。 面会時に食べ物の差し入れをされる際は、医師・看護師にご確認ください。 ※運営規程として、感染症対策を講じる際には、面会時間や人数を制限いたします。 ご理解とご協力をお願い致します。
外出・外泊	外出、外泊には院長の許可が必要です。その際は早めにスタッフにお伝えください。また、行先・帰宅時間をお伝えください。当クリニックで検討を図り、院長の許可が下りれば届出書に記入して頂きます。 尚、院外でのトラブル・事故・急変等が発生した場合、当クリニックは責任を負いませんのでご了承ください。
喫煙	建物内は禁煙になります。
飲酒	入院中は飲酒は出来ませんのでご了承ください。
迷惑行為等	テレビ・ラジオ・CD等に関しては、他のご利用者様のご迷惑にならないようご配慮していただきますようお願いいたします。 正当な理由もなく、他のご利用者様の居室には入らないでください。 特に、暴力行為等は退院して頂くことがありますのでご注意ください。
宗教活動 政治活動	当クリニックでは、他のご利用者様への宗教活動および政治活動は禁止しております。

18. 苦情要望 受付窓口

◇当クリニックでは、ご利用者様・ご家族様からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を設置しております。
当クリニックの支援サービスについて、何かご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、
担当窓口にお気軽にご相談ください。

担当職員

事務長 岩村 慎太郎

看護師長 青山 ちづる

介護支援専門員 川越 里子 TEL:0985-65-3567 受付時間(平日):9:00～16:30

当クリニック以外ではこちらになります。

行政機関

◇宮崎市介護保険事業所支援係 TEL:0985-44-2591

◇国保連合会介護保険課介護サービス相談係 TEL:0985-35-5301

19. 基本サービスに加えられる加算について

【入所時・入所中に係る加算】

初期加算	30単位/日	入所後30日に限る
初期入所診療管理	250単位/日	入所中1回 重要な変更の場合は2回
理学療法（Ⅰ）	123単位/日	1日3回を限度
作業療法	123単位/日	1日3回を限度
短期集中リハビリテーション	240単位/日	1週間に3日を限度
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	利用料金の1.0%/月 (保険外費用を除く)	処遇改善加算とは介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてることを目的とした加算となります。（金額は月によって変動します）
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の0.5%	介護職員等の処遇改善を目的とし、1人あたりの収入を3%程度引き上げるため設けられた加算。2022年度10月の臨時介護報酬改定で創設。

【外出・退院時に係る加算】

外泊時費用	362単位	円/日（1か月に6日を限度）基本料に替えて
試行的退院サービス費	800単位	円/日（質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算のことで、試行的退院サービス費の算定要件は、入院患者に試行的退院を認めた場合になります）
退所時指導加算	400単位	円/日 退所時1回限り（医療関係者がいる環境から、自宅での療養に移るご利用者やそのご家族に対して、当該者の療養上の指導を行った際に加算されるものです。）
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500単位	入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所後の主治医に対して紹介を行った場合に1人につき1回に限る。 また、他の社会福祉施設等に入所する場合、当該社会福祉施設等に対して処遇に必要な情報を提供したときも同様に算定する。
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250単位	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、該医療機関に対して入所者の紹介を行った場合に入所者1人につき1回に限る
退所前連携加算	500単位	円/日 退所前1回限り（入所者が居宅等へ退所するにあたり、退所後の居宅等での介護サービスの利用が円滑なものとなるように、相談支援などを行うことを評価する加算です）
在宅復帰支援機能加算	10単位	円/日（ご利用者が退所後の在宅生活についても、本人や家族の意向も踏まえながら支援ができるように、施設と在宅の各担当者が情報を提供し、支援を行った時に算定される加算です）
他院受診時費用	362単位	円/日（1か月に4日を限度）基本料に替えて。（入所中の入所者が、当該入所の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護医療院以外での診療の必要が生じた場合は、他医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする）。

医学情報提供（Ⅰ）	220単位	円/1退院につき1回（診療所への紹介）
医学情報提供（Ⅱ）	290単位	円/1退院につき1回（別の病院への紹介）
訪問看護指示加算	300単位	円/日 退所前1回限り

【食事・経管栄養に関する加算】

再入所時栄養連携加算	200単位	円/日（栄養管理を必要とする利用者で医療機関から介護保険施設へ再入所者であって厚生労働大臣が定める特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象とする）、入所中1回限り
退所時栄養情報連携加算	70単位	円/月 厚生労働大臣が定め特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者管理栄養士が、退院先の医療機関等に対して当該の栄養管理に関する情報を提供する。
摂食機能療法	208単位	円/日（1日4回を限度） 摂食機能療法は、摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、医師又は歯科医師若しくは医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合に限り算定する。
療養食加算	6単位	円/食 1日3食を限度（ご利用者様の年齢や心身の状況によって、適切な栄養管理や療養食を提供した場合に算定できる介護サービスの加算です）
経口移行加算	28単位	円/日（医師の指示に基づいて、多職種共同で経管栄養の者を経口摂取する為の計画書を作成、支援を行う加算です。計画作成より180日以内）
経口維持加算	400単位	円/月（入所者が認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂取が困難となった場合でも、口で食べる楽しみを得られるように、多職種共同支援の充実と促進を図ることを目的の加算です）

【入所中の必要時の加算】

緊急時治療管理費	518単位	円/日 1カ月につき1回連続する3日を限度（入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定するものです）
若年性認知症患者受け入れ加算	120単位	円/日 介護事業所において、若年性認知症の方を受け入れ、専門のスタッフが中心となり、利用者やご家族の環境、特性、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していることを評価する加算です。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	円/日（入所から7日間）
新興感染症等施設療養費	240単位	円/日 感染症に感染した入所者に対し。適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に1月1回、連続する5日を限度として算定する。

2024年8月1日時点（別表1）入所利用料金【介護医療院】

サービス利用料金については、介護報酬で定められた金額となり、利用者様にお支払頂く「利用者負担金」の割合は、介護負担割合証に記載されている割合になります。
 (介護報酬が改定された場合は、自動的に改定されます。)

基本料金 従来型個室（1人部屋） 単位 円

	内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一割負担分	I型介護医療院サービス費（i）	721	832	1,070	1,172	1,263
	感染対策指導管理	6	6	6	6	6
	褥瘡対策指導管理	6	6	6	6	6
	サービス提供体制加算（II）	18	18	18	18	18
	一割負担分の合計（1日分）	751	862	1,100	1,202	1,293
第一段階	居住費	550	550	550	550	550
	食費	300	300	300	300	300
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	1,601	1,712	1,950	2,052	2,143
	1カ月あたり（31日分）の料金	49,631	53,072	60,450	63,612	66,433
第二段階	居住費	550	550	550	550	550
	食費	390	390	390	390	390
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	1,691	1,802	2,040	2,142	2,233
	1カ月あたり（31日分）の料金	52,421	55,862	63,240	66,402	69,223
第三段階①	居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	食費	650	650	650	650	650
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	2,771	2,882	3,120	3,222	3,313
	1カ月あたり（31日分）の料金	85,901	89,342	96,720	99,882	102,703
第三段階②	居住費	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	3,481	3,592	3,830	3,932	4,023
	1カ月あたり（31日分）の料金	107,911	111,352	118,730	121,892	124,713
第四段階	居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	3,924	4,035	4,273	4,375	4,466
	1カ月あたり（31日分）の料金	121,644	125,085	132,463	135,625	138,446

基本料金 多床室（2・4人部屋） 単位 円

	内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一割負担分	I型介護医療院サービス費（i）	833	943	1,182	1,283	1,375
	感染対策指導管理	6	6	6	6	6
	褥瘡対策指導管理	6	6	6	6	6
	サービス提供体制加算（II）	18	18	18	18	18
	一割負担分の合計（1日分）	863	973	1,212	1,313	1,405
第一段階	居住費	0	0	0	0	0
	食費	300	300	300	300	300
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	1,163	1,273	1,512	1,613	1,705
	1カ月あたり（31日分）の料金	36,053	39,463	46,872	50,003	52,855
第二段階	居住費	430	430	430	430	430
	食費	390	390	390	390	390
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	1,683	1,793	2,032	2,133	2,225
	1カ月あたり（31日分）の料金	52,173	55,583	62,992	66,123	68,975
第三段階①	居住費	430	430	430	430	430
	食費	650	650	650	650	650
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	1,943	2,053	2,292	2,393	2,485
	1カ月あたり（31日分）の料金	60,233	63,643	71,052	74,183	77,035
第三段階②	居住費	430	430	430	430	430
	食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	2,653	2,763	3,002	3,103	3,195
	1カ月あたり（31日分）の料金	82,243	85,653	93,062	96,193	99,045
第四段階	居住費	437	437	437	437	437
	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	（居住費＋食費＋一割負担分）×1日分の合計	2,745	2,855	3,094	3,195	3,287
	1カ月あたり（31日分）の料金	85,095	88,505	95,914	99,045	101,897

確認	I型介護医療院サービス費（i） 令和6年4月版介護報酬の解釈（青本）1195頁 感染対策指導管理（青本）1249頁 褥瘡対策指導管理（青本）1250頁 サービス提供体制加算（II）（青本）1244頁 宮崎市HP ホーム → 健康福祉 → 介護保険 → 介護・予防サービス → 負担限度額認定
----	---

(別表2) 改定後の食費・居住費の基準費用と利用者負担 ※短期も含む

*金額の網掛け部分に変更。施設と短期で区分がないものは施設・短期とも同額
いずれも2024年8月実施

老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の食費・居住費の基準費用と利用者負担						
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
厚生労働大臣が定める 基準費用	居住費	2,006円	1,668円	1,668円	377円	
	食費	1,445円 (+53円)				
利用者負担	利用者負担 第1段階	居住費	880円	550円	550円	0円
		食費	300円			
	利用者負担 第2段階	居住費	880円	550円	550円	430円
		食費	施設	390円		
			短期	600円 (+210円)		
	利用者負担 第3段階①	居住費	1,370円	1,370円	1,370円	430円
		食費	施設	650円		
			短期	1,000円 (+350円)		
	利用者負担 第3段階②	居住費	1,370円	1,370円	1,370円	430円
		食費	施設	1,360円 (+710円)		
			短期	1,300円 (+650円)		

*金額の網掛け部分に変更。施設と短期で区分がないものは施設・短期とも同額
いずれも2024年8月実施

介護老人福祉施設の居住費の基準費用と利用者負担						
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
厚生労働大臣が定める 基準費用	居住費	2,006円	1,668円	1,171円	855円	
	食費	1,445円 (+53円)				
利用者負担	利用者負担 第1段階	居住費	880円	550円	550円	0円
		食費	300円			
	利用者負担 第2段階	居住費	880円	550円	550円	430円
		食費	施設	390円		
			短期	600円 (+210円)		
	利用者負担 第3段階①	居住費	1,370円	1,370円	880円	430円
		食費	施設	650円		
			短期	1,000円 (+350円)		
	利用者負担 第3段階②	居住費	1,370円	1,370円	880円	430円
		食費	施設	1,360円 (+710円)		
			短期	1,300円 (+650円)		